

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和８年６月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ その他

	要望者区分	市民		
要望日	令和８年５月１９日（火曜日）		回答日	令和８年６月１２日（金曜日）
標 題	要望等記録制度で扱って下さい４			
要望等の概要	現在、ハローワークと大阪市が連携して実施している就労支援プログラム（基礎訓練期）を受講しているが、淀川区役所の対応不備および組織的な不作為により、次のステップへ進むことができず、就労支援が完全にストップしている。 淀川区役所は、過去の重大な不適切対応に対し、客観的な説明や回答を行わないまま「すべて対応済み」と虚偽の断言を繰り返している。 結果として行政サービスの機能不全が発生している。 大阪市（本庁）として以下の対応を速やかに講じ、現状をクリアにすることを強く求める。 ・淀川区役所が主張する「対応済み」の客観的根拠（いつ、どのような調査・決裁・対応を行ったのか）を本庁の責任において調査・開示すること。 ・組織の機能不全を解消し、私が不利益や差別を受けることなく、安心して就労支援プログラムを再開できるよう、正常な連携体制を早急に構築すること。			
対応方針の概要	申出のありました、「ハローワークと大阪市が連携して実施している就労支援プログラム（基礎訓練期）の受講について次のステップに進めない」という点について回答いたします。 申出に記載のある就労支援プログラムについて、いただいた情報からは該当するプログラムを特定することが出来ませんでした。 参考として、大阪市障がい者就業・生活支援センターについてご案内いたします。 同センターは、障がいのある方の職業生活における自立を図るために、就業を希望する方や既に就業している方に対して就業面及びこれに伴う生活面に関する相談から職場定着まで一体的な支援を行っています。 大阪市内には７箇所のセンターがあり、お住まいの区に応じた担当センターをご利用いただけます。 詳細は、大阪市ホームページをご覧ください。 （参考）大阪市ホームページの URL ・大阪市障がい者就業・生活支援センター https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000621979.html 以上のとおり要望者に回答しました。			
担当部署	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課		電話	06-6208-8071